

	改正案	備考	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	<p>&lt;学校保健安全法施行規則第十八条の2&gt;            感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。</p>
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)		
鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)			

第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザを除く。)	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 ただし幼児(幼稚園児)においては、発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで	<保育所における感染症対策GL> 発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	変更案は、アメリカRedBook2009の表現に準じたもの
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること。	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	新規項目

第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	変更なし 髄膜炎菌によらない髄膜炎はその他として扱う。 注意すべき感染症についてはマニュアルにおいて列挙。
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症			